

公立大学法人神戸市看護大学修学支援基金規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2021年12月28日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第26号

公立大学法人神戸市看護大学修学支援基金規程の一部を改正する規程

公立大学法人神戸市看護大学修学支援基金規程（2021年9月規程第14号）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>(管理)</p> <p>第3条 <u>基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</u></p> <p>2 <u>基金に属する現金は、必要に応じ、公立大学法人神戸市看護大学基金等運営委員会の意見を聴いた理事長が決定した最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</u></p>	<p><u>基金は、市民又は事業者が基金への積立てを指定した寄附金以外の寄附金と独立して管理を行う。</u></p> <p>2 <u>基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</u></p> <p>3 <u>基金に属する現金は、必要に応じ、公立大学法人神戸市看護大学基金等運営委員会の意見を聴いた理事長が決定した最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</u></p>
<p>(基金の管理)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p>	<p>3 <u>法人本部長は、前項各号に掲げる書類について、作成した日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間保存するものとする。</u></p>

附 則

この規程は、2022年1月1日から施行する。